

盗難通帳等による預金等の払戻被害に関する規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、当行と預金契約を締結する個人のお客さまが当行に有する預金で、払戻し、解約、換金または払出し（以下「払戻し等」といいます。）の際に、払戻請求書その他当行所定の書類または証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）し、通帳、証書または取引証（以下「通帳等」といいます。）を提出する預金（以下「本件預金」といいます。）について適用されます。
- (2) この規定は、本件預金に関する各規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項は、この規定の定めが優先して適用され、この規定に定めがない事項については原規定が適用されるものとします。

2. (盗難通帳等による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し、解約、換金または払出し（以下「当該払戻し等」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当行に対して当該払戻し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記（1）の請求がなされた場合、当該払戻し等がお客さまの故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻し等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻し等が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよびお客さまに過失（重大な過失を除きます。）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記（1）および（2）の規定は、前記（1）にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる通帳等を用いて行われた不正な払戻し、解約、換金または払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記（2）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - ①当該払戻し等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻し等がお客さまの重大な過失により行われたこと
 - B. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が本件預金についてお客さまに払戻し等を行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において

て、前記（１）の規定に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、お客さまが、当該払戻し等を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

（６）当行が前記（２）の規定により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、本件預金にかかる払戻請求権は消滅します。

（７）当行が前記（２）の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻し等を受けた者その他の第三者に対してお客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

３．（預金等の払戻し等の際の本人確認手続）

当行は、本件預金の払戻し等の手続に際し、原規定に定める払戻し等の手続に加え、本件預金の払戻し等を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻し等を行いません。

４．（規定の変更等）

（１）この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

実施日：２０２０年３月１６日